

## 品質工学会 矢野宏賞 規程

主管 審査表彰部会  
制定 2025 年 3 月 12 日

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第1条 品質工学会より授与される品質工学会 矢野宏賞（以後矢野宏賞）を設ける。

#### (趣旨)

第2条 品質工学の発展には、「品質工学の研究や普及に進んで貢献する人材」の育成」が重要であるとする。これに基づき、長期間にわたり異分野の技術者を繋ぎ、品質工学人材の育成に長期間にわたり寄与した個人を表彰する。この賞は、品質工学の指導・知識の普及に尽力し、学ぶ場を提供し、技術者の育成をした指導者としての偉業を称えるものである。本賞を命名するにあたって、これまで品質工学人材の育成に大きく寄与した矢野宏の貢献に敬意を表し、「矢野宏賞」とする。

#### (賞の授与)

第3条 矢野宏賞は 2 条の趣旨に沿って応募された、

- 1.品質工学を学ぶ場の提供、並びに人材育成に貢献した個人に授賞する。
2. 応募は、自薦・他薦を問わない。また、賞の数は隔年原則 1 件とする
3. 審査の結果、該当する個人がないときは、その年度は賞を贈らないことがある。
4. 品質工学会の他の賞とは独立とし、重なって授賞されることを妨げない。
5. 受賞者には賞状と盾が品質工学会より授与される。

### 第 2 章 審査体制

#### (審査体制の設置)

第4条 品質工学会内に主管部門が矢野宏賞審査委員会（以後審査員会）を設置する。

- 1.審査委員会の構成は、品質工学会会長を審査委員長とし、委員は副会長とする。

### 第3章 審査方法と賞の決定

#### (募集)

第5条 審査は、公募をもって開始する。推薦者または候補者は応募書を品質工学会に提出する。

#### (資格)

第6条 候補者は品質工学個人会員であるとする。

#### (審査)

第7条 1.審査委員会は自薦および他薦された個人の候補の中から審議の上、矢野宏賞にふさわしい個人を選定する。

2.賞は理事会の承認をもって決定とする。

#### (審査基準)

第8条 審査基準は、別途定めるものとする。

### 第4章 告示

#### (会告)

第9条 品質工学会理事会にて受賞者を決定後、主幹部門名で審査結果を学会誌に会告として掲載する。

### 第5章 表彰

#### (表彰日)

第10条 表彰は原則として品質工学会主催の研究発表大会において品質工学会会長より授与される。

第11条 学会より、表彰状ならびに盾が授与される。

### 第6章 守秘義務

第12条 審査委員長および審査委員の構成員は選考および審査の経過・内容について、授賞後といえども他に漏らしてはならない。

### 第7章 規程の改訂および廃止

#### (改廃)

第13条 この規程の改廃は、主管部門または理事の発議に基づき、主管部門が立案し、理事会で決議するものとする。